

令和 4 年 9 月 22 日

労働災害防止関係団体
各 位

飯田労働基準監督署

当署管内の労働災害発生状況の送付等について

労働基準行政の推進、とりわけ労働災害の防止につきましては、日頃から格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、当署管内の、令和 4 年 8 月末の労働災害発生状況（速報値）につきまして、別添のとおり統計資料を作成いたしましたので送付いたします。

令和 4 年における死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、8 月末現在において 117 人で、前年同時期と比較すると 7 人増加、率にして +6.4% となっております。

なお、今年の死亡災害は 3 人となっており、前年同時期より 1 人増加となっております。（死亡災害事例を参照）

先月から当署管内において、機械設備を用いる作業や木の伐倒作業など災害発生時の重篤度（被災者の負傷程度）が高い作業における労働災害が頻発しておりますが、その発生状況をみると、

事前の作業方法の検討・危険性の周知が行われていなかった、
作業者間の打ち合わせや合図が十分に行われていなかった、
トラブル発生時の初期対応・管理体制に不備が認められた、
等の特徴がみられます。

貴団体傘下の事業場に対し、機械設備を用いるなど危険性が高い作業について、作業方法の確立・遵守といった「基本的な安全対策」が徹底されるよう指導・要請していただきたくお願いいたします。

なお、本年度も、9 月を全国労働衛生週間準備期間、10 月 1 日から 10 月 7 日までを全国労働衛生週間として全国的に展開しているところです。ここ数年、労働衛生に関する多数の法令が改正・施行されていることから、傘下の事業場に対する周知について、引き続きご協力をお願いいたします。

（関連サイトについては別紙を参照）

当署における労働災害統計（速報値）は、長野労働局HPの『飯田労働基準監督』のページに掲載されます。（数日、時間がかかる場合があります。）

県内の**死亡災害**の概要等は、長野労働局HPの『事例・統計情報』の『災害統計・事例』のページに掲載されます。

参考資料・関連サイト等

- 令和4年度 全国労働衛生週間
実施要綱・リーフレット・関係資料を掲載

中央労働災害
防止協会HP

- 職場の健康診断実施強化月間について
健康診断の実施と事後措置等について

厚生労働省HP



- エイジフレンドリー補助金制度
申請受付期間は10月末まで

厚生労働省HP



- 労働安全衛生法の新たな化学物質規制【施行：R5.4～、R6.4～】

化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする形に改正されます

化学物質管理体系の見直し / 実施体制の確立

厚生労働省HP

情報伝達の強化 / 管理水準良好事業場の特別規則等適用除外

特殊健康診断の実施頻度の緩和 / 第三管理区分事業場の措置強化



- 職長教育の対象業種の拡大【施行：R5.4～】

労働安全衛生法第60条に基づく職長等教育の対象業種が拡大されます

【追加業種】

・食料品製造業（うま味調味料製造業、動植物油脂製造業は改正前から）

・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

厚生労働省HP



- 歯科健診の報告に係る改正について【施行：R4.10.1～】

・歯科健診を実施した場合は、事業場の規模(労働者数)にかかわらず

実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要あり

厚生労働省HP

(改正前：労働者50人以上の事業場のみ報告対象)

・報告書の様式を変更・新設

様式第6号(定期健康診断結果報告書)から歯科健診の欄を削除し、

様式第6号の2(有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書)を新設